

北杜市告示第8号

北杜市物品購入等に係る条件付一般競争入札実施要領を次のように定める。

平成29年2月10日

北杜市長 渡辺英子

北杜市物品購入等に係る条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、北杜市が発注する物品購入等（建設工事を除く。以下「案件」という。）に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）について、入札参加者（以下「参加者」という。）の申請手続等を示すとともに、その事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品購入等 物品の購入若しくは借入れ、製造の請負、建設工事に係る測量、設計若しくは施工監理業務又は清掃業務その他の役務の提供をいう。
- (2) 条件付一般競争入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により市長が一般競争入札に参加する者の必要な資格を定め、当該資格を有する者により行う一般競争入札をいう。

(対象とする案件)

第3条 入札は、案件のうち次に掲げるものについて実施するものとする。ただし、対象とする案件の特殊性、専門性、緊急性その他入札による方式が適さないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 予定価格が2,000万円以上の案件
- (2) 前号に規定する案件のほか、市長が必要と認めた案件

(入札公告)

第4条 入札公告（以下「公告」という。）は、施行令第167条の6第1項の規定に基づき、北杜市公告式規則（平成16年北杜市規則第1号）により行うほか、北杜市ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するものとする。

(入札参加資格要件)

第5条 入札に参加できる者は、北杜市入札参加者名簿に登載された者で公告日から入札日までに、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていないものであること。
- (2) 北杜市物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成26年北杜市告示第98号）の規定に基づく指名停止の措置期間が含まれていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でないこと。
- (5) 入札日前6箇月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (6) 施行令第167条の5第1項及び第167条の5の2に基づき市長が定めた資格を満たす者であること。

(市長が定める資格)

第6条 市長は、前条第6号の参加資格を案件ごとに定め、施行令第167条の5第2項の規定により公告するものとする。

- 2 市長は、前条第6号の参加資格を定めるときは、北杜市入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り決定するものとする。
- 3 審査委員会は、副市長、企画部長、総務部長、工事検査監、管財課長及び各案件の担当部長をもって構成する。
- 4 審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(入札参加資格の確認申請)

第7条 参加者は、入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び業務実績を証明する書類を所定の期限までに提出し、入札参加資格の確認を求めものとする。

- 2 申請書の受付期間は、公告に記載するものとする。

(入札参加資格の確認)

第8条 市長は、入札参加資格の有無を審査委員会に諮り、当該有無を決定したときは、入札参加資格確認通知書（様式第2号。以下「確認通知書」という。）により、参加者に通知するものとする。

- 2 市長は、入札参加資格要件を満たさないと認められた者（以下「入札参加資格非該当者」という。）に対し、確認通知書にその理由を付すとともに、所定の期

限内にその理由について詳細な説明を求めることができる旨を併せて通知するものとする。

3 入札参加資格非該当者は、確認通知書の送付があった日の翌日から起算して5日（北杜市の休日を定める条例（平成16年北杜市条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。以下第4項において同じ。）以内に、説明要請書（様式第3号）により市長に対してその理由について詳細な説明を求めることができるものとする。

4 市長は、説明要請書（様式第3号）を受理したときは、その翌日から起算して5日以内に審査委員会に諮り、説明要請に対する回答書（様式第4号）により回答するものとし、入札参加資格非該当者が入札参加資格要件を満たしていると認める場合は、入札参加資格がないとした確認通知書を取り消し、改めて入札参加資格がある旨の通知を行うものとする。

（設計図書等）

第9条 設計図書等は、原則として公告に示す期間、市のホームページに掲載するものとし、参加者が必要に応じてダウンロードして使用するものとする。

（設計図書等に対する質疑応答）

第10条 設計図書等に対して質問を受け付ける期間、回答期限及び質問先は、公告するものとする。

2 質問は、質問書（様式第5号）により行うものとする。

3 質問はファックスで行い、回答はホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

（入札の執行）

第11条 入札の執行回数は、1回とする。

2 入札書（様式第6号）は、長形3号程度の封筒に入れ、封筒の表面に、入札番号、件名、入札日、入札者の商号又は名称、住所、電話番号及びファックス番号を横書きで記載し、「入札書在中」と横書きで朱書きし、封かん封印（入札書と同一印）するものとする。ただし、公告において入札及び開札を同時刻に行う場合は、この項の規定は適用しないものとする。

3 入札書は、1通の封筒に1枚のみとし、開封して2枚以上の入札書が入っていた場合は、全ての入札書を無効とする。

4 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

（公正な入札の確保）

第12条 参加者は、次の各号に定めるもののほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

（1）参加者は、入札に当たり競争を制限する目的で他の参加者と入札価格又は

入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(2) 参加者は、落札候補者の決定前に、他の参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(3) 参加者は、入札前に他の参加者を探る行為をしてはならない。

(入札の延期又は中止)

第13条 市長は、天災等の不可抗力による場合、参加者が連合し、若しくは不穏な行動を為す場合等やむを得ない理由により入札を執行できない場合又は入札を公正に執行することができないおそれがあると認めるときは、既に公告した事項の変更又は当該入札を延期若しくは中止することができる。これらの場合において、参加者が損害を受けることがあっても賠償の責任を負わない。

(入札の辞退)

第14条 参加者は、入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式第7号）を入札の前までに提出するものとする。

2 入札を辞退した者が、これを理由として不利益な取扱いを受けることはないものとする。

(無効の入札)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が行った入札

(2) 入札に関して不正行為があった者が行った入札

(3) 北杜市財務規則（平成16年北杜市規則第50号）第165条の規定の適用がある場合を除き、入札保証金が納付されていない者が行った入札

(4) 入札金額が訂正されている入札

(5) 入札金額が0円の入札

(6) 記名及び押印がない入札

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(8) 1通の封筒に2枚以上の入札書が入っていた場合の入札

(9) 明らかに連合によると認められる入札

(10) 同一の入札で、代表者が同一人となっている者が一緒に行った入札

(11) 同一の入札で、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合とその組合員が一緒に行った入札

(12) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札

(13) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した者が行った入札

(代理人)

第16条 参加者は、代理人を定め、入札及び開札に関する一切の権限を委任することができる。この場合は、委任状（様式第8号）を持参させなければならない。

2 参加者又は参加者の代理人は、当該入札に対する他の参加者の代理人となることはできない。

3 参加者は、施行令第167条の4の規定に該当する者を参加者の代理人とすることができない。

(開札の立会い)

第17条 市長は、参加者又は参加者の代理人が1人も開札に立ち会わないときは、当該開札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(開札)

第18条 開札事務担当者は、開札した後、予定価格の範囲内で最も低い価格で入札した者を落札者とし、その入札価格及び落札者の名前を読み上げ、落札決定する旨を宣言して開札を終了する。

2 予定価格を超えた入札書は、失格とする。

3 入札額に同額がある場合は、くじ引で落札候補者の順位を決定する。この場合において、当該入札者又はその代理人が立会人として開札に立ち会っていないときは、これに代わり開札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

4 開札事務担当者は、入札時に入札経過表を作成し、当該入札に係る全ての参加者名及び入札金額を記載するものとする。

(費用の負担)

第19条 入札書等の作成、提出等に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(入札結果の公表)

第20条 入札結果は、北杜市建設工事等に係る発注見通し、予定価格及び入札結果等公表要領（平成24年北杜市告示第5号）に基づき公表する。

(異議申立て)

第21条 参加者は、入札後に、説明書、設計図書、仕様書、契約書案、納入場所等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第22条 この告示に定めるもののほか、入札の執行に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。